

会 議 録

会議名	平成27年度第1回みよし市みどりと景観審議会
日 時	平成27年10月5日（月） 午前10:00～午前11:30
場 所	庁舎4階 401会議室
出席者 (敬称略)	曾田忠宏、芹澤俊介、宇野勇治、三ツ本隆 (事務局) 小嶋都市建設部長、宇野都市建設部次長 都市計画課：柴田課長、甲村副主幹、加藤主査
次 第	1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 平成27年度上半期景観届出件数について (2) みどりのまち育て塾について (3) 景観地区指定について (4) みよしの景観100選について
会 議 録	
委員名	質 問 ・ 意 見
< 委嘱状交付 >	
< 市長あいさつ >	
< 会長選出 >	
< 会長あいさつ >	
< 副会長選出 >	
事務局 (次長)	それでは議事に入りたいと思いますが、施行規則第35条第1項の規定によりまして、「会長が審議会の議長となる」となっておりますので、曾田会長よろしくお願いたします。
曾田会長	それでは、議事に移りたいと思います。 まず、報告事項（1）の平成27年度上半期景観届出件数について事務局より説明をお願いします。
事務局	— 「平成27年度上半期景観届出件数について」説明 —
曾田会長	ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。

曾田会長	<p>今までは、アンテナの届出件数が多くて、アンテナについてももう少しなんとかしておくべきだったかと思いましたが、件数も少なくなってきたようですので、致し方ないかなと思います。</p> <p>また、完了したものについては、写真等で報告をお願いします。</p>
曾田会長	<p>それでは、続きまして、報告事項（２）のみどりのまち育て塾について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 「みどりのまち育て塾について」説明 —</p>
曾田会長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。</p>
三ツ本委員	<p>受講者の方々はどのように募集を行いましたか。</p>
事務局	<p>受講者につきましては、広報等で募集をさせていただきまして、今年度については13名の応募をいただいています。昨年度は18名ということで、だいたい15名前後の方のご参加をいただいています。</p> <p>受講されている方にお話を伺いますと、何らかの形で活動されていたりですとか、興味があつてご参加いただいたというような方もいらっしゃいます。</p>
芹澤副会長	<p>ビオトープ関係ということで、私の後任の常木助教と一緒に講師として参加していますが、昨年度は、どういったニーズなのか、よくわからなかったんですが、昨年度やってみて、実際に皆さんがビオトープを作って活動していく上で、活動の事例を紹介しようと、今年はなるべく作業を中心にして、昨年度は調査が中心でしたが、今年は樹名板を作るとか、地域の自分なりの図鑑を作るとかの活動を中心に行っています。どの程度ニーズに合致するかわかりませんが、今年度はそういった活動をしています。</p> <p>今年度は、雨が多かったのでなかなか予定通りにいなくてちょっと欠席者が多いかなと思います。</p>
曾田会長	<p>みどりのまち育て塾は、みよし市の独自の取り組みのひとつで、市民の皆さんに意識を持っていただくとか、実際にリーダーとなって活躍していくというのはとてもいいことだと思います。</p> <p>なかなか大変だとは思いますが、ぜひ続けていただけるといいと思います。</p>
曾田会長	<p>それでは、続きまして、報告事項（３）の景観地区指定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 「景観地区指定について」説明 —</p>
曾田会長	<p>ここは、豊田市との境で、東側は大学のキャンパスの緑地で緑がたくさんあるところで、今回の景観地区の指定は意義のあることだと思います。</p>
宇野委員	<p>各務原の事例だと具体的にどんなルールで運用していますか。景観地区指定は割と古い建物の地区を指定していると思いますが。</p>

事務局	<p>確かに歴史的な街並みを守る意味で、今までの美観地区から景観地区に指定している自治体が多いです。</p> <p>新しい住宅地で景観地区を指定している事例は少なく、近隣では各務原市の事例ということになります。規制の内容は、壁面後退ですとか、緑化、屋根、階数といったものが景観地区やまちづくりガイドラインといったもので定められています。</p> <p>もともとあざぶの丘の地区も、民間事業者と居住者の間で、同じような内容の協定が結ばれていますので、そういったものを引き継ぎながら保全を図って行けたらと思います。</p>
事務局	<p>各務原市の事例は、開発当初から住宅メーカーの方針もあって、当初から取り決めができたということで、新市街地での指定は珍しいですが、景観地区の指定ができたということのようです。</p> <p>あざぶの丘の協定につきましては、今はまだ事業者がコントロールをしている状況です。今後あざぶの丘の宅地が完売した後は、地権者の方で協議会を作って協定を守っていこうという流れで進んでいまして、協定の内容に関わることについては申請をして行為に着手することになります。申請に対して、技術的な部分については協議会だけでは審査が難しいところもあるかとは思っています。</p> <p>各務原市の事例でも、審査に対して市が関わって取り組んでいるようです。</p>
曾田会長	<p>アメリカにある、HOA、ハウジングオーナーズアソシエーションというのは、自分たちで住んでいる住宅地を管理しようということで、オーナーたちがアソシエーションを作っていて、非常にきれいな街ができていますが、ただ、日本ではなかなかそこまで行くのは先の話になるかもしれないので、行政の方で少しお手伝いをしてゆるやかに規制をしていこうということなので、これは両方にとっていいことだと思います。</p> <p>できれば、ほんとうにHOAのようなものができたらいいと思います。</p>
宇野委員	<p>市としてどういった位置付けで指定していく方針なのか。</p>
事務局	<p>条例の中で、みどりと景観推進協議会という仕組みがあって、地区住民で協議会を作って地元をきれいにしていくという動きがあれば、それを市がサポートしていくという部分はありますが、なかなか市民の意識の高揚がそこまでではないものですから、まずはこれをモデル地区として、次の地区に波及させていきたいという思いはあります。</p>
曾田会長	<p>他の地区に波及していくといいですね。</p>

三ツ本委員	自分たちでやるという意識がないとなかなかまとまっていけないと思います。今、民間の事業者が引き揚げた後は住民にまかせるという時期が迫っていると思いますが、完全に手を引いてしまうのでしょうか。できれば協議会の中に開発事業者が入って、自分たちでこの街を維持していくということだと強力に働くと思いますが、市がその代わりができるのかなというのは少し思います。
曾田会長	市が変わりをするというのではなくて、指定をして、住民の皆さんに意識を持ってもらって、自分たちで協議会を作って、街を守ろう、景観を守ろうという意識が芽生えてくれるといいなと思います。
事務局	あざぶの丘の管理組合の方とはお話をさせてもらっていて、景観に対する意識は非常に高かったです。ただ、今はまだ民間事業者の関わりがある中でのことなので、今後、自分たちでどうやって進めていくかということに対しては、どうしようかなという状況でした。
曾田会長	今までの都市計画は、ハードで決めていくのが主流でしたが、アメリカなどではコミュニティプランニングみたいなものがあるって、住民がそういうのをやっていくということになっています。日本の場合は、作って売って終わりというのが多くて、どんどんゴーストタウンになってしまっているというのが多いので、住んでいる人たちが、自分たちの街を、わが街を守るという形ができるといいと思うので、これはとてもいい芽だと思うのでぜひ育てていただければと思います。
事務局	三好丘地区などのすでにできあがったところで、地元主体の組織ができあがって、どこかやってもらえたらと思っています。
曾田会長	それでは、続きまして、報告事項（４）のみよしの景観１００選について、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 「みよしの景観１００選について」説明 —
曾田会長	ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。
曾田会長	カメラコンテストではないですね。
事務局	コンテストで大賞や優秀賞を選ぶといったことは考えていません。あくまでも情報を提供してもらおうということで考えています。
宇野委員	１００選ぼうとするとかなりの量になりますね。
事務局	実際にどれだけ集まるかはわかりません。どれだけ集まるか想像できない状況ですので、集まらなかったときはある中で選定して、１００なくても全部を選ぶというわけにはいかないと思いますので、集まらなくてもある程度選定するという作業は必要になると思います。
曾田会長	これまでに似たようなことをやったことはありますか。

事務局	<p>写真を集めたという事例はなかったかと思います。</p> <p>みよしの景観という言葉だけでも、募集することによって皆さんに知ってもらうということにも意義があるかと思います。100集まるかという心配はしていますが、PRを重ねて進めていけたらと思っています。できましたら、来年度中に一度、成果ということで冊子の作成までできたらと思っています。景観ですので、移り変わりはあるかと思うので、どのようにしていくかということは今後の課題だと思っています。</p>
芹澤副会長	<p>応募する側からすると、例えば全部で50応募があったとして、100と言っているので、50だから当然自分のものは入るだろうという人が出てくる可能性があるので、選定のところで何か配慮しておいた方がいいように思います。</p>
宇野委員	<p>同じようなところの同じようなものがたくさんあったときにどうするかというのも考えておく必要があるかと思っています。</p>
三ツ本委員	<p>同じようなものがたくさんあったら、写真ということでなくこの地域ということで出すという方法もあるかと思います。</p> <p>それと、市としてこれをどういう活動につなげていくかという考えはありますか。</p>
事務局	<p>まずは景観を知っていただくということで、皆さんに広くお知らせするようにホームページや冊子でPRしていくということです。</p>
三ツ本委員	<p>例えば、散歩道や遊歩道やサイクリングロードで、みよし景観ルートマップなどというのはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>景観計画の中でアクションプランを作成していて、その中で景観資源マップの作成というものもありまして、みよしにはこんな景観がありますよというマップを作成できたらと思っています。</p>
三ツ本委員	<p>ヨーロッパでは、皆さん街の中を歩き回ったり、サイクリングで走るようなそういったものが整備されていて、市民がそれを楽しんで余暇を過ごすということが多いため、そういったものとうまく噛み合わせれば市民のためにもなると思いますし、もし、本当にきれいなものがあれば、景観めぐりということで市の外から人が来るようなことになればみよしのためにもなると思います。</p>
宇野委員	<p>アウトプットの最後の所がもやもやとしたところが感じられるので、場所を選ぼうとしているのかとか、将来何かにつなげますとか、先が見えると出す方のイメージがしやすいのかなと思います。</p>
曾田会長	<p>応募用紙のことで、写真をどのように貼るかとかの注意書きをしておいて方がいいと思います。</p>
芹澤副会長	<p>景観といった場合、風景だけでなく、祭礼や暮らしや文化を感じられる、お祭りや運動会など動きのあるものも景観なので、そういったものも含めてということをもっと強調しておいた方がいいと思います。</p> <p>写真の上手い下手は選ばれた後に個々にコンテストをやればいいのかと思います。</p>

三ツ本委員	応募期間のことですが、景観は四季もあることですので、ある程度継続して長く設定して募集した方がいいと思います。
事務局	1年間くらいは必要だと思っています。
曾田会長	場合によっては、第1回締め切り、第2回締め切りと分けて募集するのもいいかもしれません。
事務局	時期を限って募集することも検討したいと思います。
芹澤副会長	あまり長すぎても、逆に忘れられてしまうこともありますので気を付けて募集した方がいいと思います。
事務局	やはり、2、3か月に1回は広報でお知らせしたり、地元へ話をしたりということで継続して募集することは必要になると思います。
芹澤副会長	2、3か月で区切って、ある程度アウトプットを出して、追加を募集するという方法でもいいかと思っています。
三ツ本委員	四季で区切ってもいいかもしれませんね。春の景観とか。
事務局	やはり募集期間は1年程度は必要と考えていまして、ご提案いただいた内容も踏まえて募集していけたらと考えていますのでよろしくお願いします。
曾田会長	それでは最後になりますが、4その他について、事務局から何かありますか。
事務局	次回の審議会は3月に開催予定です。1月に日程調整のご連絡をしますのでよろしくお願いします。
事務局 (次長)	ご審議ありがとうございました。 以上をもちまして平成27年度第1回みよし市みどりと景観審議会を閉会します。